



平成21年8月7日

各 位

会 社 名 株式会社総和地所  
代表者名 代表取締役社長 中山 俊則  
(JASDAQ・コード 3239)  
問合せ先 執行役員管理本部長 斎藤 俊裕  
電話番号 03-5332-8501

### 臨時株主総会の付議議案の決定に関するお知らせ

当社は、平成21年7月6日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて、平成21年7月22日を基準日として平成21年9月3日に臨時株主総会を開催する旨をお知らせいたしました。平成21年8月7日開催の取締役会において、下記のとおり臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 臨時株主総会開催日時及び会場

日時 : 平成21年9月3日(木曜日)午前10時開始予定  
場所 : 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号  
新宿NSビル3階「310会議室」

#### 2. 臨時株主総会付議議案

##### 決議事項

##### 議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

現在当社の発行可能株式総数は256,400株ですが、平成22年7月22日の新株式発行及び第10回新株予約権の行使により、本日現在の発行済株式総数は256,107株となっております。

当社としては、将来の事業規模拡大などに備えるとともに今後起こりうる様々な経営課題を達成するため、資金調達手段の選択肢を広げる必要があります。

このため現行定款第5条に定める発行可能株式総数を変更し、種類株式発行会社となる旨を定め「第2章の2 優先株式」を新設するものであります。

なお、本優先株式の発行に関しましては、その時期、方法及び条件等を含め、今後の市場等を勘案して検討する予定です。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>256,400株</u>とする。 (新設)</p> <p>第6条～第9条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,024,428株</u>とする。 <u>2 当社の発行する種類株式それぞれの発行可能株式総数は、以下のとおりとする。</u> <u>(1) 普通株式：1,014,428株</u> <u>(2) 第1種優先株式：10,000株</u></p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p style="text-align: center;">(優先配当金)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)または第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき、その払込金額に年10%を乗じた額を上限として、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を「第1種優先配当金」という。)を行う。</p> <p><u>2</u> ある事業年度において、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その第1種優先株式1株あたりの不足額(以下「累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。累積未払配当金については、前2項に定める剰余金の配当に先立ち、第1種優先株式1株につき累積未払配当金の額に達</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>するまで、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>3 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金をこえて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が会社法第758条第8号ロ、第760条第7号ロ、第763条第12号ロまたは第765条第1項第8号ロに定める剰余金の配当を行う場合については、この限りではない。</p>
(新設)	<p>(残余財産の分配)</p> <p><u>第10条の2</u> 当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、その払込金額および累積未払配当金の合計額を上限として、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額の金銭を支払う。</p> <p>2 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>
(新設)	<p>(議決権)</p> <p><u>第10条の3</u> 第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>
(新設)	<p>(種類株主総会の決議)</p> <p><u>第10条の4</u> 当社が会社法第322条第1項第1号に基づき第1種優先株式にかかる種類株主総会決議を得ることが必要な行為をする場合には、第1種優先株式にかかる種類株主総会において会社法第324条第2項に定める決議を得なければならない。</p> <p>2 第1種優先株式については、前項に定める場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>3 第14条および第15条の定めは、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>4 第14条第2項の定めは、会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(取得請求権)</p> <p><u>第10条の5</u> 第1種優先株主は、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める取得を請求することができる期間中、当社が当該第1種優先株主の有する第1種優先株式の全部または一部を取得することと引き換えに当該取締役会の決議によって定める額の金銭を交付することを請求することができる。</p>
(新設)	<p>(取得条項)</p> <p><u>第10条の6</u> 当社は、取締役会が別に定める日が到来したときは、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭と引き換えに、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。なお、一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</p>
(新設)	<p>(株式の併合、分割または無償割当等)</p> <p><u>第10条の7</u> 当社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式について、株式の併合もしくは分割、株式無償割当または新株予約権無償割当を行わない。当社は、第1種優先株主に対して、募集株式、募集新株予約権または募集新株予約権付社債の割当を受ける権利を与えない。</p>
(新設)	<p>(除斥期間)</p> <p><u>第10条の8</u> 第47条および第47条第2項の定めは、第1種優先配当金の支払いについてこれを準用する。</p>
(新設)	<p>(その他の事項)</p> <p><u>第10条の9</u> 当社は、第10条から第10条の8に定める事項のほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。</p>
<p>第10条～第46条 (記載省略)</p> <p>附 則 第1条～第3条 (記載省略)</p>	<p>第11条～第47条 (現行どおり)</p> <p>附 則 第1条～第3条 (現行どおり)</p>

以 上